

第二十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第九号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 村松 久義君  
理事 吉川 久衛君 理事 笹山茂太郎君  
理事 白濱 仁吉君 理事 助川 良平君  
理事 田口長治郎君 理事 中村 時雄君  
理事 芳賀 貢君

赤澤 正道君 足立 篤郎君  
安藤 覺君 五十嵐吉藏君  
伊東 岩男君 石坂 繁君  
大野 市郎君 大森 玉木君  
加藤常太郎君 川村善八郎君  
木村 文男君 楠美 省吾君  
小枝 一雄君 中馬 辰猪君  
原 捨思君 本名 武君  
松浦 東介君 松野 頼三君  
赤路 友藏君 淡谷 悠藏君  
伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君  
稻富 稔人君 石田 有全君  
小川 豊明君 神田 大作君  
田中幾三郎君 中村 高一君  
日野 吉夫君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君  
農林事務官 谷垣 專一君  
(大臣官房長)  
農林事務官(農林經濟局長) 安田善一郎君  
農林事務官(農地局長) 小倉 武一君  
農林事務官(農林事務官) 庄野五一郎君  
(農林改良局長) 渡部 伍良君  
(農林事務官) 石谷 憲男君  
(畜産局長) 林野片良君

委員外の出席者

専門員 岩隈 博君

二月十六日

委員足鹿覺君及び細田綱吉君辭任につき、その補欠として田中幾三郎君及び稻富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十一日

委員中村英男君辭任につき、その補欠として中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

二月十六日

農林協同組合整備特別措置法案(内閣提出第五三三號)  
同月十七日

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七三號)(參議院送付)  
農林改良資金助成法案(内閣提出第五六六號)  
同月二十日

農地開闢機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六號)  
同月十五日

農地改革の行過ぎ是正に関する請願(草野一郎平君紹介)(第五八八號)  
同(河野金昇君外五名紹介)(第五八九號)

同(堤康次郎君紹介)(第五九〇號)  
同(松岡松平君紹介)(第五九一號)  
同(小林郁君紹介)(第五九二號)  
同(中垣國男君紹介)(第五九三號)  
同(今井耕君紹介)(第五九四號)

同(渡海元三郎君紹介)(第五九五號)  
同(江崎廣澄君紹介)(第六六二號)

農林漁業金融公庫法の一部改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五九六號)  
造林事業促進に関する請願(北澤直吉君紹介)(第五九七號)

農産物価格安定法の一部改正に関する請願(原捨思君紹介)(第六二〇號)  
漁業信用基金協会の運営改善に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二二號)

漁船建造並びに合成纖維漁網購入のための融資を拡大に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二三號)  
漁業団体施設の設置反対に関する請願(川崎末五郎君紹介)(第六七八號)

魚価安定のための基本対策確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二四號)  
暴風浪による水産関係被害救済措置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二五號)

北洋さけ、ます流通漁業への転換促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二六號)  
夏まぐろの処理販売改善に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二七號)

国費による魚群探見飛行実施に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二八號)  
漁具保険における分損の取扱に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六二九號)

る請願(鈴木善幸君紹介)(第六二九號)  
漁船損害補償法の一部改正に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六三〇號)

いわし不漁対策確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六三二號)  
かんがい用排水機設置費国庫補助に関する請願(佐藤觀次郎君紹介)(第六三三號)

新農業団体の設置反対に関する請願(川崎末五郎君紹介)(第六七八號)  
農地改革の行過ぎ是正に関する請願(黒金泰美君紹介)(第六七九號)

同(外九件)(河本敏夫君紹介)(第六八〇號)  
新農業団体の設置反対に関する請願(平野三郎君紹介)(第六八一號)

同(植村武一君外四名紹介)(第六八二號)  
同(河本敏夫君紹介)(第六八九號)  
同(長井源君紹介)(第六九〇號)

同(木村俊夫君紹介)(第六九一號)  
同(田中久雄君紹介)(第六九二號)  
同(中井徳次郎君紹介)(第六九三號)

同(田中幾三郎君紹介)(第六九四號)  
農産物価格安定法の一部改正に関する請願(山下榮二君紹介)(第六九五號)  
同(池田清志君紹介)(第六九六號)

業促進に関する請願(足鹿覺君紹介)(第七二二號)  
小樽輸出インナ材協同組合に原木払下げに関する請願(熊三郎君紹介)(第七二三號)

耕地整備事業費国庫補助増額に関する請願(平田ヒデ君紹介)(第七二四號)  
わら工品の需給安定対策確立に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第七二五號)

国立伝食研究所設置の請願(助川良平君紹介)(第七二六號)  
米の統制継続に関する請願(池田清志君紹介)(第七二七號)

の審査を本委員会に付託された。  
本日の会議に付した案件  
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会と連合審査会開会に関する件

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会に連合審査会開会申入れに関する件  
農林協同組合整備特別措置法案(内閣提出第五三三號)  
農林改良資金助成法案(内閣提出第五六六號)

農地開闢機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六號)  
公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六號)

る法律案(内閣提出第二十七号)(参議院送付)  
昭和二十九年産米の追加払に関する件  
昭和三十年産の余剰米の新集荷制度に関する件

○村松委員長 これより会議を開きます。  
去る十六日付託になりました内閣提出、農業協同組合整備特別措置法案、去る十七日付託になりました内閣提出、農業改良資金助成法案、内閣提出参議院送付、公有林野官行造林法の一部を改正する法律案及び昨二十日付託になりました内閣提出、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を順次議題とし、審査に入ります。

まず各案の趣旨について、逐次政府の説明を求めます。

○中村(時)委員 議事進行について。先々週木曜日の日に砂糖の件に関する資料の提出方を依頼したわけなのでありますが、ちょうどそれは土曜日までという期限を付しての提出要求をいたしました。その結果すでに八日間を超過しているわけなんです。この問題に關しましては非常に現実的な問題が多々起るわけなんです。たとえばその砂糖の問題に關しては、現在の二十五万トン輸入をする件に關する割当の問題、あるいは実需者の問題等が速急の問題として行われているのでありまして、そのため一日も早くこの資料は整備され提出されんことをもう一度要求する次第であります。委員長の方でせっかくお取り計らい願いたい。

○村松委員長 では委員長において蔽

重に申し入れをいたしますから御了承いただきます。

農業協同組合整備特別措置法案についての説明を求めます。経済局長。

農業協同組合整備特別措置法案  
農業協同組合整備特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、整備計画をたて、これに基づいて自主的に整備を行つ農業協同組合に対し、国及び都道府県が助成を行つ等の措置によつて、農業協同組合の整備の促進を図り、もつてその健全な発展に資することを目的とする。

(整備計画の樹立)

第二条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農業協同組合であつて、この法律によつて整備を行おうとするものは、昭和三十三年三月三十一日までに、都道府県知事の指定する日(以下「指定日」という。)現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならぬ。

2 農業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するに當つては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 農業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるに當つては、農林省令で定めるところにより、信用農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二号)第十条第一項第一

号及び第二号の事業をあわせ行つ農業協同組合連合会をいう。以下同じ。)と協議しなければならない。

4 農業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

(整備の目標)

第三条 前条第一項の農業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行わなければならない。

一 固定した債務の全部の整理  
二 欠損金の全部の補てん(その事業分算その他の経営条件からみて欠損金が過大であるため当該期限までに欠損金の全部の補てんができないと認められる農業協同組合にあつては、その出資金の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて承認した額の欠損金の額から控除した残額の全部の補てん)

(整備計画の内容)  
第四条 整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合員又は当該農業協同組合が会員となつてゐる農業協同組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策  
二 事業執行の体制を改善するための措置  
三 固定した債権及び在庫品の資

金化並びに不要固定資産の処分  
四 固定した債務の条件の緩和その他の信用農業協同組合連合会から受ける援助の内容  
五 固定した債務の整理  
六 欠損金の補てん  
七 出資金の増加

(整備計画の適合の認定)

第五条 第二条第一項の規定により整備計画をたてた農業協同組合は、農林省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、政令で定めるところにより、農業協同組合の整備に關し学識経験を有する者の意見を聞いて、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

3 前項の規定による認定は、農林省令で定める基準に従つて行わなければならない。

(合併の場合の特例)

第六条 前条第二項(第三項及び次条において準用する場合を含む。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農業協同組合(以下「整備組合」という。)が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が整備を行おうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならない。

2 前項の規定による整備は、当該合併によつて解散した整備組合に

ついで指定日(当該合併によつて二以上の整備組合が解散した場合において、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日)に最も近い指定日とする。)から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第三條に規定する条件をみたすように整備を行わなければならない。

3 第一項の場合には、第二條第三項及び第四項、第四條並びに前條の規定を準用する。

(整備計画の変更)

第七条 整備組合が第五條第二項(前條第三項及びこの条において準用する場合を含む。)の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合においては、第二條第三項及び第四項並びに第五條の規定を準用する。

(都道府県知事の援助)

第八条 農業協同組合は、都道府県知事に対し、整備計画の樹立及び実施に關する助言を求めることができる。

第九条 都道府県知事は、農業協同組合が整備計画をたて、又はこれを実施するため債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該農業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができ

(助成措置)

第十条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき補助金を交付することができる。

一 第五條第二項（第六條第三項及び第七條において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画に従い、誠実に整備を行つてゐると認められる整備組合がその整備を行つに際して当該整備組合に対する債権の利息を減免した信用農業協同組合連合会に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 前号に規定する整備組合に所在指導員を派遣してその整備につき指導を行つ都道府県農業協同組合中央会に対し、その指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費（法人税法の特例）

第十二條 整備組合の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該整備組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から起算して三月を経過した日の前日と基準事業年度の終了日の前日とのどちらか早い日（指定日が基準事業年度の終了日である場合には、その日）までは、提出することができる。

第十三條 整備組合が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が第六條第三項又は第七條の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けているとき

は、合併によつて解散した整備組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合に、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告書を提出しているものの第一項第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該農業協同組合の整備計画において第三條第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

第十四條 都道府県知事は、組合員の数の過半数その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる農業協同組合がある場合において、その整備を図るため必要があるときは、当該農業協同組合及びこれと合併することを相当と認める農業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることが出来る。

第十五條 政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができる。

第十六條 政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができる。

たは遅れて参りますので、お許しを得まして農業協同組合整備特別措置法案の提案理由を御説明申し上げたいと思ひます。

わが国の農業を振興いたすためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要があることは今さら申すまでもないところであります。従つて政府といひましたも、農業協同組合の整備強化につきましては、鋭意努力を重ねて参つておるものであります。御承知の通り、特に経営が不振な農業協同組合につきましては、すでに昭和二十六年から農林漁業組合再建整備法によりまして強力にこれが再建整備をはかることとしたしました。

この再建整備措置は、本年三月末をもつて終了いたすことになりましたが、同法の適用を受けた二千四百八十の単位農業協同組合及び四百四十二の同連合会の再建整備は多くの成果をあげ、法定目標でありました増資と固定化資産の資金化もおおむね良好な成績を収めております。二十九年度末までは単協五十三億円、連合会百八億円の増資が達成されました。すでに再建整備の目標を達成し、二十九年度から奨励金の交付を打ち切られたものも、百五組合に達した次第でございます。本年三月末の法定期間終了時には同法の適用を受けました組合の大半が再建整備の目標を達成し、ほぼ所期の目的を完遂いたすものと信じております。

また連合会の整備促進につきましては、農林漁業組合再建整備法によりまして再建整備措置が、ただいま申し上げましたようにおおむね順調に進捗して参つておるのであります。連合会はいずれも多額の欠損金を有しておりま

の申告書をいう。以下同じ。提出し、かつ、その後においても連続して青色申告書を提出している場合に限る。

は、合併によつて解散した整備組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合に、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告書を提出しているものの第一項第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該農業協同組合の整備計画において第三條第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

第十四條 都道府県知事は、組合員の数の過半数その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる農業協同組合がある場合において、その整備を図るため必要があるときは、当該農業協同組合及びこれと合併することを相当と認める農業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることが出来る。

第十五條 政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができる。

第十六條 政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができる。

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

第一類第八号 農林水産委員会議録第九号 昭和三十一年二月二十一日

○安田(善)政府委員 大臣、政務次官がたまたまやむを得ない事情で欠席ま

すために、同法による再建整備方式のみをもつては、真にこれらの連合会の健全な発達を期するには、なお必ずしも十分ではないことにかんがみまして、昭和二十八年八月に、農林漁業組合連合会整備促進法を制定し、従来の再建整備の方式を確実に実行せしめるとともに、累積した欠損金の克服を目標としてこれを整備をはかることとしたしました。すでに整備を要する県経済連の大部分の指定を終え、目下鋭意その整備に努めている次第であります。

以上申し述べましたように、政府といたしましては、農協同組合の整備強化につきましても、従前から努力を傾けて参つておるものであります。いろいろの原因によりまして、今なお総合農協の一部は、遺憾ながらその経営が不振で、本来の目的を十分に果していない実情にありますので、これらの農協同組合につきましても、おおよね五カ年間のうちにすみやかにこれが整備をはかることといたしまして、本法を提出した次第であります。

次に本法案のおもな内容について御説明を申し上げます。

経営不振の農協同組合に対しましては、元米都道府県農協同組合中央会の指導を強化することを基調としたすべきものでございますが、本法は、特に経営不振の程度がいちじるしいもので自主的に整備の意欲の強いものにつきまして、経営不振の原因に即応して、都道府県の助成により、次の特別の措置を講ずるものであります。すなわち、第一に、役職員の強化を必要とする農協同組合に対しましては、駐在指導員による指導を行い、第二に、

累積された多額の欠損金を有する農協同組合に対しましては、信連が、これらの農協同組合に対し、繰り越し欠損金に見合う債権の利息を減免するなど積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行う信連に対して元本の五分以内を政府において補給する措置を講じ、第三に、経営規模の過小な農協同組合に対しましては、都道府県知事がその合併を勧告し、その勧告に従つて合併した場合には奨励金を政府より交付する措置を講ずることとしたしました。政府は、都道府県がこれらの助成を行うのに必要な経費についてこれを補助いたします。

この法律によりまして整備を行おうとする農協同組合は、都道府県に設置する農協関係者などの組織する協議会等の指導を受けて整備計画を樹立し、都道府県知事の認定を受けることといたしておりますが、本法による農協同組合の整備は、これを急速に行う必要がありまして、農協同組合の整備計画は、昭和三十三年三月三十一日まで立てることとしたしております。この整備計画におきましては、おおよね五カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とすることにいたしておりますが、整備につきましても組合の自主的な努力を強く期待することはいうまでもございません。

このほか法人税法の特例を設けまして、その整備計画が適当である旨の認定を受けている農協同組合につきましては、所得の計算上、整備期間中欠損金の繰り越しを認めることとしたし、また、その税負担を軽減し、整備の

目標の達成を容易にいたしておる次第でございます。

以上が、本法案のおもな内容でございますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○村松委員長 続いて農業改良資金助成法案について説明を求めます。庄野農業改良局総務課長。

農業改良資金助成法案  
農業改良資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するため、農業者等に対する技術導入資金の貸付又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証を行う都道府県に対し、政府が必要なる助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「技術導入資金」とは、農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると思われる能率的な農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ)の技術の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「施設資金」とは、農業経営の改善を図るために必要と認められる農機具、畜舎、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要する資金(技術

導入資金を除く。)で政令で定めるものをいう。

(政府の助成)

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより次に掲げる事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することとができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一 農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付

二 農業者等が農協同組合から施設資金を次に掲げる条件で借り受けることにより当該農協同組合に対して負担する債務の保証

イ 利率が、年一割五厘をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める率以内であること

ロ 償還期間及び据置期間が、それぞれ十年及び三年をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める期間であること

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別並びに同項第一号及び第二号の事業別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項第一号の貸付に係る資金(以下「貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、技

術導入資金の種類ごとに、農林省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の七十とする。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、技術導入資金の種類ごとに、三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の償還は、償還期間が一以内の貸付金にあつては一時払の方法、その他の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることが出来る。

(保証人)

第六条 第三項第一項第一号の貸付については、都道府県は、貸付金の貸付を受ける者に対し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付の申請)

第七条 第三項第一項第一号の貸付は、同号に規定する者からの申請によつて行ふものとする。

(貸付を行う場合)

第八条 第三項第一項第一号の貸付は、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が申請に係る技術導入資金をもつて能率的な農業の技術を導入することによりその経営を改善する見込があり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術を導入することが必要である

と認められる場合に限り、行ふものとす。

(一時償還)

第九條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合に、第五條の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十條 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(連約金)

第十一條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九條の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額百円につき一日三銭四厘の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した連約金を徴収するものとす。

(債務保証規程)

第十二條 都道府県は、第三條第一項第二号の事業を行おうとするときは、債務保証規程を定め、農林大臣に提出してその承認を受けなければならぬ。これを變更しよるとするときは、同様とする。

2 前項の債務保証規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 第十九條の基金の管理方法

二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度

五 保証契約の締結及び變更に関する事項

六 被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項

八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

(保証債務の合計額の限度)

第十三條 都道府県は、第三條第一項第二号の保証を行ふに當つては、当該保証を行ふことにより負担する保証債務の額に当該保証をするまでに行つた同号の保証により負担するすべての保証債務の額の合計額を加えた額が第十九條の基金として管理する額に政令で定める倍率を乗じて得た金額をこえることとならないようにしなければならない。

(債務保証の限度)

第十四條 第三條第一項第二号の保証の金額の一被保証人についての限度額は、被保証人が負担する同号の債務の額の百分の八十とする。

(債務保証の申請)

第十五條 第三條第一項第二号の債務の保証は、農業者等からの申請によつて行ふものとする。

(債務保証を行ふ場合)

第十六條 第三條第一項第二号の債務の保証は、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）が当該申請に係る施設資金をもつて改良され、造成され、又は取得される第二條第二項の施設を利用して農業を営むとすればその経営を著しく改善する見込があり、当該施設の改良、造成又は取得のためには当該施設資金の貸付を受けることが必要であり、かつ、当該貸付を受けるためには当該債務の保証による以外には他に適當な方法がないと認められる場合に限り、行ふものとする。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外)

第十七條 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定は、都道府県が行う第三條第一項第二号の事業については、適用しない。

(特別会計)

第十八條 都道府県が、第三條第一項に規定する事業を行ふ場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行ふなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三條第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金（第十一條の規定による連約金を含む）、保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、保証債務に係る弁済金、貸付及び債務の保証に関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(基金)

第十九條 特別会計においては、保証債務の弁済金の財源に充てることを目的とする一般会計からの繰入金及び保証債務の弁済金の財源に充てることを条件として第三條第一項の規定により交付された補助金を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として管理しなければならない。都道府県が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額についても、同様とする。

(事務の委託)

第二十條 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三條第一項に規定する事業に係る事務の一部（貸付及び債務の保証の決定を除く。）を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第二十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行ふ農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第二十條の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行ふことができる。

(補助金の額)

第二十一條 政府が第三條第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する

金額と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額又は都道府県ごとに農林大臣が定める金額のどちらか低い額以内とする。

(納付金)

第二十二條 都道府県は、第三條第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一 第三條第一項第一号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後に貸付を受けた貸付金の償還金の額の合計額

二 第三條第一項第二号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における第十九條の基金として管理されている金額及び保証債務の弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中「耕土培養事業において」を「第十條に規定する土地について行ふ耕土培養事業において」に、「耕土培養事業の施行者」を「当該耕土培養事業の施行者」に改める。

3 水稻健苗育成施設普及促進法（昭和二十九年法律第二百二十三

号)の一部を次のように改正する。

第十号を次のように改める。

(国の助成措置)

第十号 政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができ。

○庄野政府委員 ただいま上程されました農業改良資金助成法案の提案理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく農業改良のための補助金、特に直接農家に交付されるものは、いわゆる奨励補助金でありまして、新技術の導入に当り、そのための資本投下を要する場合に一定の危険負担を伴いますので、無償の資金を与えることによって技術導入を円滑ならしめるためにとられていたものでありまして、対象となる技術が相当な普及度を示した場合は、一般農業資金による農家の自主的な施行にゆだねられる建前とされております。

しかしながら現在の補助金の対象となっております事業の中には、ある程度の普及度を示し、補助金の対象とする理由は逐時希薄となりつつある反面、なお、若干の技術上の危険も残り、単純に一般農業資金による農家の自主的な実施にゆだねる段階には距離がありますため、何らかの奨励策を続ける必要のあるものが相当数存在しております。

従いまして補助金と一般農業融資の中間段階に、農業者が自主的に農業経営の改善をはかるため、能率的な農業技術を導入するに際しまして、都道府

県がこれに無利子の資金を貸し付けるという新しい奨励制度を創設し、従来の補助金制度と並んで農業経営の改善と農業生産力の発展の財政的支柱といたすことが必要であると考えますとともに、あわせて現在補助事業に対して提起されている各種の批判にもこたえんとするものであります。

また、現在組合系統資金に相当余裕金があり、経営改善のための農機具・畜舎等の各種固定施設に対しては、農家の側にも多大の資金需要があるものであります。リスクその他の理由から、これらの施設に対する系統資金の融通に円滑を欠く場合が少なくないと思われ、この際農業者が自主的に農業経営の改善をはかるため農業改良に必要であり、かつ普及事業の指導の対象とすることが適当な固定施設を導入するに際しまして、都道府県が系統融資の債務保証を行うという制度を設けることにより農業協同組合の農業者に対する融資を円滑ならしめ、その余剰金の活用をはかることが適切であると考えられる次第であります。

この法律は以上の理由によりまして無利子の技術導入資金の貸付と農業協同組合からの施設資金の借り入れに対する債務保証を行う都道府県に対して、政府が必要なる助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安全と農業生産力の増強に資することを目的といたしております。

次にこの法律の内容を御説明いたします。まずこの法律の対象といたします資金を技術導入資金と施設資金に分けてそれぞれ定義いたします。とともに、都道府県が、農業者またはその組織する団体に対する技術導入資金の貸

付またはこれらのものが農業協同組合から施設資金を政令で定める利率、償還期間、及び償還期間で借り受けることにより当該農業協同組合に対して負担する債務の保証を行います。場合には、政府は当該都道府県に対し、予算の範囲内において必要な資金の一部を助成することといたしております。

技術導入資金の貸付につきましては、貸付金の一農業者等ごとの限度、利率及び償還期間を定め、また保証人、貸付の申請及び貸付を行う場合を規定いたしますとともに、貸付金の目的外使用等の際における一時償還、災害その他政令で定めるやむを得ない理由による支払いの猶予及び違約金について定めております。

次に施設資金を借り受ける場合の債務保証についてであります。当該都道府県は債務保証規程を定め、農林大臣の承認を受けることとし、また保証債務の合計額の限度及び一被保証人の債務保証の限度を規定するとともに債務保証の申請及び債務保証を行う場合を定めております。

また、都道府県がこの事業を行う場合には、当該事業の経理は特別会計を設けて行わなければならないこととし、その歳入歳出について規定するほか、保証債務の弁済金の財源につきましてはこれを基金として特別に管理することを定めております。

以上のほか都道府県が当該事業を行います場合には、その事務の一部を農業協同組合連合会に委託することができるといふこととともに、国が都道府県に交付する補助金の額及び都道府県が当該事業を廃止いたしました場合の政府への納付金について規定いたして

おります。

なお、附則におきまして耕土培養法及び水稲健苗育成施設普及促進法の助成規定に必要な改正を加えることにいたしました。

以上がこの法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 次いで公有林野官行造林法の一部を改正する法律案について、石谷林野庁長官。

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案  
公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

公有林野官行造林法(大正九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公有林野等官行造林法

第一条を次のように改める。

第一条 国ハ政令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル土地ニ付其所有者ヲ相手方トシ収益ヲ分取スルノ条件ヲ以テ国ガ造林ヲ為ス旨ノ契約ヲ締結スルコトヲ得

一 地方公共団体ノ所有スル森林

又ハ原野

二 前号ニ掲グルモノノ外市町村ノ住民又ハ市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧米ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林

又ハ原野

三 水源涵養ノ為森林ノ造成ヲ行フ必要ナル土地ニシテ前二号ノ森林又ハ原野ト併セテ造林ヲ

為ス要アルモノ

第二条第一項中「前条ノ規定」を「前条ノ契約」に、「公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

第三条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「同条ノ契約」を「当該契約」に改める。

第四条中「公共団体」を「第一条ノ契約ニ係ル土地ノ所有者」に、「第一条ノ規定」を「当該契約」に、「公有林野」を「土地」に改める。

第五条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「勅令」を「政令」に、「当該公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第五十九号及び第六十号、第五十八号第一項、第六十一条第二号、第六十七号第一号及び第三号並びに第七十号第一項第一号及び第三号中「公有林野官行造林地」を「公有林野等官行造林地」に改める。

3 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公有林野官行造林法第一条の規定」を「公有林野等官行造林法第一条の契約」に改める。

○石谷政府委員 ただいま上程せられ

ました公有林野官行造林法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

公有林野官行造林法は、大正九年、当時著しく荒廃いたしておりました公有林野の造林を促進する目的をもって制定されたものでありまして、國が公共団体との契約に基づき、収益を分取することができ旨を定めたものであります。この法律に基づきまして、公有林野官行造林事業は、約三十万町歩の造林を目標として出発し、明三十一年度をもち、おおむね当初の目標面積の植栽を完了する予定であります。御承知の通り公有林野につきましてはなお造林を要すべき土地が相当にありまして、また部落有林野につきましては、いまだに造林が十分に行われていない現状であります。従つて引き続き公有林野の官行造林を実施いたしますとともに新たに部落有林野を官行造林契約の対象として、その造林を促進することといたしたいのであります。元

きておりますので、それ以外の共有等の私有名義のものでも、実質的に部落有林野であるものについては、公有林野に準じて官行造林の対象にする必要があると存する次第であります。

なお、水源林の造成が目下の急務であることは申すまでもありませんが、その方法として、土地や所有者の状況から見て、國が造林を行う方が、より確実にして、効果的である場合があるものであります。このため、従来公有林野官行造林事業においては、保安林を契約の対象から除いておりましたが、本年度初め、これを水源林にまで拡大実施することにしたいたしました。ついで、水源涵養のため造林を行う必要のある土地であつて、公有林野及び部落有林野の官行造林地とあわせて造林をなすことが必要であると思われる一部私有林についても、官行造林を行うことができるようにすれば、官行造林地の管理経営の面からも、水源涵養の目的達成の上からもまことに望ましいことと考えるのであります。

以上の理由によりまして、官行造林契約の対象とすることができ土地の範囲を、従来の公有林野のほか、新たに部落有林野及び水源涵養のため造林を必要とする土地の一部にまで拡大し、もつて国有林野事業が一般林政に協力することにより、造林の促進に資することができまうようにいたしたいのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案の政府の説明を求めます。小倉農地局長。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

した農地開発機械公団法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昨年八月に公布されました農地開発機械公団法に基づきまして、同年十月、農地の造成及び改良の事業の効率化に資することを目的とする農地開発機械公団が発足いたしました。が、本公団は、目下その業務に鋭意専念し、その目的の達成を期しておる次第であります。一方、わが國の酪農の合理的かつすみやかな発展をはかるためには、外国産の優良な乳牛を輸入して、これを國內の適地に導入することが肝要であると考へられます。この点にかんがみまして、政府は従来から優良乳牛の輸入を行なつてきたのであります。が、今回さらにより多くのジャージー種の乳牛の導入をはかるため、國際復興開發銀行から融資を受けて、農地開発機械公団が乳牛を輸入することにいたしました。これを機械開墾地区を含む集約酪農地域に導入し、もつて農業経営の合理化と農業生産力の発展に資せんとするものであります。さしあたり八十八万二千ドル相当額の融資を受け、三カ年計画をもつて五千頭のジャージー種の乳牛をオーストラリア等から輸入し、これを都道府県を通じて、北海道の根釧地区周辺地域、青森県の上北地区周辺地域その他の集約酪農地域の農家に導入いたす予定であります。

なお、右のほか、農地開発機械公団の保有する機械等のより一層効果的な運用をはかるために、本来の業務に支障のない範囲内において、当該機械等を道路工事等の農地の造成または改良の事業以外の事業の用に供することができるようになり、もつて本公団の健全なる運営に資せしめたいと存するものであります。

以上が本法案を提出いたしましたゆゑんであります。以下簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、農地開発機械公団の業務の範囲を拡張しまして、公団は、乳牛を輸入し、これを集約酪農地域にかゝる地方公共団体に売り渡すことができることとしたし、またこれに伴ひまして本法の目的を改めたのであります。

第二に、農地開発機械公団は、その保有する機械等を、本来の業務の遂行に支障のない限り、農地の造成または改良の事業以外の用にも供することができることとしたのであります。

以上が本法案の内容であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 資料の御要求があれば承ります。

○伊瀬委員 農業協同組合連合会の整備促進の現況、連合会の現在の実績の資料を要求したいと思ひます。

○淡谷委員 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案にございましてジャージー種の乳牛が入つて以来の搾乳量その他に関する資料がございまして、なるべくたくさんいただきたいと思います。

○石田(青)委員 今淡谷委員の請求されましたものに、もう一つ過去五年間における一般乳牛の輸出入の状況についての資料をつけ加えておいていただきたいと思います。

○村松委員長 この際休憩いたします。午後再開いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後三時二十九分開議  
○村松委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。去る十六日開拓者資金融通法案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会より連合審査会開会の申し入れがありましたので、この際同案について連合審査会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお開会の日時につきましては、両委員長協議の上、公報をもってお知らせいたしますので、さよう御承知願います。

なお現在、大蔵委員会で審査中の関税税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、大豆及び脱脂ミルクの関税税率免除の期間を昭和三十一年度まで延長しようとする規定を含んでおりまして、国内産大豆の価格維持あるいは酪農振興とも関係いたしておりますので、この際大蔵委員会に連合審査会の開会を申し入れを行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○村松委員長 次に昭和二十九年産米の追加払いの問題について、石田有全君より発言を求められております。これを許します。

石田君

○石田(有)委員 先般来、本委員会に

おきまして調査を続けて参りました昭和二十九年産米追加払いに関しまして、日本社会党を代表して次の動議を提出したいと存じます。すなわち

昭和二十九年産米追加払いに関する件

パリティ指数の上昇による追加払いは、昭和二十二年以来、米価決定方式として採用せられ、かつ今日まで確実に実施せられており、すでに動かすべからざる慣例となつてゐるにもかかわらず、二十九年産米についてのみこれを実施しないのは、明らかに政府の背信行為である。よつて、政府は昭和二十九年産米のパリティ指数の上昇に伴う追加払い額、石当り四十五円を二十九年産米の供出全量に対しすみやかに支払うべきである。

右決議する。

昭和三十一年二月二十一日

衆議院農林水産委員会

以上の動議を提出いたします。すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○村松委員長 討論の通告はございません。よつて直ちに採決をいたします。昭和二十九年産米の追加払いの問題について、石田有全君より提案せられました昭和二十九年産米の追加払いに関する件を本委員会の決議とするに御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村松委員長 起立少数。よつて本件は否決せられました。

○村松委員長 次に昭和三十年産米の新集荷制度の問題について中村時雄君

より発言を求められておりますので、これを許します。

○中村(時)委員 まず先日来から問題になりました昭和三十年産余剰米の集荷制度に関する件をいたしまして、次のような議決をなすことを提案いたします。まず案文を読み上げます。

昭和三十年産余剰米の新集荷制度に関する件

政府は、昭和三十年産米につき、近く新集荷制度を実施すべく考慮中であるやに伝えられるが、本措置は、余剰米集荷対策としての効果に乏しいのみならず、現在の安定した集荷方式および集荷機構に無用の混乱を生じ、次年度以降の集荷に対し悪影響を与えるものである。よつて政府は、より一層の集荷を必要とするならば、予約制度を強化拡大の上継続することとし、いかなる名目によるかを問はず、臨時又は特例の措置を講ずべきでない。

右決議する。

昭和三十一年二月二十一日

衆議院農林水産委員会

どういう理由で私たちがこういふことを考えるかと言いましたら、先日米農林大臣並びに食糧長官との話し合いの中におきまして、今度の特集制度におきましては、三つの要点があるとおっしゃつてゐる。一つは買い取りの問題、一つは県内全部に地域を広げると、一つは新しい商社を二百もふやすという問題、こういう問題が重なつてきたのであります。昭和二十七年産におけるとの特集制度の骨子は、この三つが中心になつてゐる。ところが法令の上におきましては、省令をもつて、昭和三十一年八月三十一日まで

これを行わないというふうに言われている。にもかかわらず同様の根拠を持つた新しい方向を打ち立てるということが反対をする第一点でございます。第二点は、農林大臣はしばしば農業協同組合を強化育成をすると言いがら、事実の上においてはこの特集制度を設け、新しい商社をここに設立し、そうしてこれによるところの権限を拡大していこうという考え方を持つてゐる骨子、すなわち農業協同組合を一面において圧迫せんとするがごとき考え方、これが私の反対する第二点、第三点は、少くともこの買い取りをやらないとおっしゃつてゐるにかかわらず、実際の問題といたしましては食糧法におきましても買い取りはやつてもいい、また予約をやつてもいい、ことになつてゐるのであつて、そこにきめ手もないという状況下において、このような行為をとることは、まず私たちはこれに反対せざるを得ない。すなわち農協を育成するという建前と、法的な責任上の建前と、この買い取りという三つの観点から私はこの決議をする次第であります。どうか慎重御審議の上御賛成あらんことを、特に良識のある自民党の方々にお願いをいたしまして、提案する次第です。

○村松委員長 ただいまの中村時雄君提案の昭和三十年産余剰米の新集荷制度に関する件について、御意見、御質疑があればこれを許します。――別に発言もございませんので、昭和三十年産余剰米の新集荷制度に関する件を、本委員会の決議とするに御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村松委員長 起立少数。よつて本件は否決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会